

大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験、また、高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。また、昨今の建設需要の増加などによる建築費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備する資質を有した事業者の選定が重要となっている。

本要領は、このような能力を有し、大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

「大阪府済生会富田林病院建設基本構想」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。また、詳細については、別紙「大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務特記仕様書」によるものとする。

- (1) 委託業務名称 大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から平成29年11月30日（土）まで
- (3) 発注者 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会
支部長 岡上 武
- (4) 業務委託費 金106,000,000円以下（消費税及び地方消費税を含む。）

3 計画概要

- (1) 施設名称 大阪府済生会富田林病院
- (2) 敷地の場所 大阪府富田林市向陽台1-3-36
- (3) 敷地面積 約24,621.82㎡
- (4) 建設予算 金9,000,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
（設計管理料を含む、現病院施設の解体費は含まない）
- (5) 構造規模（構造・規模は基本設計の内容により変更もありうる）

名称	構造・階数	延べ面積(㎡)
新病院本体	鉄骨構造・5階程度	約19,260(㎡)
エネルギーセンター	鉄筋コンクリート構造	約1,140(㎡)
講堂棟	鉄骨構造	約830(㎡)
外構	側溝・駐車場・通路・駐輪場・植栽等	

※その他、詳細については基本構想を参照

4 担当部局（窓口）

大阪府済生会富田林病院 事務局 契約購買課
住 所 〒585-0082 大阪府富田林市向陽台1-3-36
電話番号 0721-29-4473

FAX

0721-29-4474

メールアドレス soumukanri@tonbyo.org

5 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 当該業務を誠実に履行する能力を有する者。
- (2) 大阪府又は富田林市の入札参加資格を有すること。
- (3) 大阪府又は富田林市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、大阪府又は富田林市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後2年以上経過している者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - ⑦ 前各号に類する行為を行った者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定された者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと、又は旧破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (9) 審査委員が役員もしくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。
- (10) 病院（医療法第1条の5第1項に規定する「病院」）のうち、病床（医療法第7条2項に規定する「一般病床」）が250床以上及び工事対象面積が10,000㎡以上の病院における新築又は改築（工事対象範囲が250床以上の病棟を含むこと、一部を除く）の基本設計を含む設計業務を元請として、平成19年度以降に3件以上受託しかつ履行した実績を有する者であること。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。
- (11) 日本医療福祉建築協会の会員業者であること。
- (12) 一級建築士（設備一級、構造一級を含む）が20名以上在職していること。

6 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とすること。
- (2) 意匠主任技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とすること。
- (3) 構造主任技術者は建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士とすること。
- (4) 電気設備主任技術者は建築士法第2条第2項に規定する設備設計一級建築士、または同法第2条第5項に規定する建築設備士とすること。
- (5) 機械設備主任技術者は建築士法第2条第2項に規定する設備設計一級建築士、または同法第2条第5項に規定する建築設備士とすること。
- (6) 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各1名とし、兼ねることはできないものとする。
- (7) 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、病院（病床数、時期は問わない）の設計業務に携わり履行した実績を1件以上有すること。
- (8) 管理技術者及び主任技術者は日本医業経営コンサルタントの資格を保持していることが望ましい。

7 業務受託者特定までの流れ

- (1) 上記5、6の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格確認結果を通知する。
- (3) 要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された事務所・担当者の業務実績等の内容により一次審査通過者5社程度を選定する。
- (4) 二次審査にて、プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「ヒアリング等」という。）を実施する。設計業務受託見積金額とヒアリング等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。
- (5) 二次審査にて、最高得点者が複数であった場合は、最高得点者のみを対象とした投票を行い、最優秀者を特定する。
- (6) 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- (7) その他、不測の事態が生じた場合は、大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）の判断により、協議の上決定する。

8 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- ①平成29年 2月 27日（月）・・・現地確認会
- ②平成29年 3月 2日（木）・・・質疑締切
- ③平成29年 3月 6日（月）・・・質疑回答
- ④平成29年 3月 7日（火）・・・参加表明書受付締切
- ⑤平成29年 3月 8日（水）・・・参加資格確認結果の通知
- ⑥平成29年 3月 9日（木）・・・一次審査、一次審査結果の通知、技術提案の要請
- ⑦平成29年 3月 14日（火）・・・技術提案書作成にかかる質疑締切

- ⑧平成 29 年 3 月 16 日（木）・・・技術提案書作成にかかる質疑回答
- ⑨平成 29 年 4 月 3 日（月）・・・技術提案書受付締切
- ⑩平成 29 年 4 月 6 日（木）・・・二次審査、業務委託候補者の特定
- ⑪平成 29 年 4 月 10 日（月）・・・二次審査結果の通知
- ⑫平成 29 年 4 月 中旬　　・・・契約締結

9 手続等に関する事項

(1) 資料

① 配付資料（一次審査用）

- ・大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務委託特記仕様書
- ・評価項目一覧表（一次審査用）
- ・プロポーザル様式集（一次審査用：様式 1～6）
- ・大阪府済生会富田林病院建設事業基本構想・基本計画

② 配付場所（一次審査用）

- ・上記 4 担当部局（窓口）にて配布

③ 配付期間（一次審査用）

- ・平成 29 年 2 月 22 日（水）から平成 29 年 3 月 1 日（水）まで
※土日祝を除く午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分、担当部局と来院時間事前調整のこと。

④ 配付資料（二次審査用）

- ・技術提案書作成要領
- ・評価項目一覧表（二次審査用）
- ・参加辞退届（様式 7）
- ・プロポーザル様式集（二次審査用）

※配付資料（二次審査用）は、一次審査通過者に 3 月 9 日をめどに配布する。
配布場所及び日時については、一次審査通過者に別途通知します。

(2) 現地確認会

大阪府済生会富田林病院建設は、既存病院を利用しながら同一敷地内での建替え計画となるため、現在の計画敷地状況を確認する機会を設けることとします。

なお、本説明会の出席は書類審査等における評価の対象とはしません。

- ①日　　時　　平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 1 時 30 分～
- ②集合場所　血液浄化センター　大会議室
- ③参加人数　　2 名まで
- ④申し込み　平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 4 時までに現地確認会参加申込書（様式 7）を電子メールにて上記 4 担当部局（窓口）へ送付
- ⑤注意事項　現地説明会当日は、質疑はできません。また、現地説明会は当日のみとなりますのでご注意ください。

(3) 質疑の受付及び回答

- ①受付期限　平成 29 年 3 月 2 日（木）午後 5 時まで
- ②受付場所　上記 4 担当部局（窓口）

- ③提出書類 質問書（様式 6）
- ④提出方法 電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、事務局へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤回答方法 平成 29 年 3 月 6 日（月）より当院ホームページ上にて回答を公開する。

(4) 参加表明書の受付

- ①受付期間 平成 29 年 2 月 28 日（火）から平成 29 年 3 月 7 日（火）まで
（土・日・祝日を除く午前 10 時から午後 3 時まで）
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ②受付場所 上記 4 担当部局（窓口）
- ③提出書類 参加表明書（様式 1）、様式 2 から様式 5-4 まで及び必要添付書類
- ④提出部数 各 1 部 ※上記の提出書類の電子データ（PDF 形式）を保存した CD を 1 枚提出すること。
- ⑤提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）
※最終日の受付時間内までに必着のこと

(5) 参加資格確認結果通知書の交付

- 9 (4) で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を送付する。
※平成 29 年 3 月 8 日付けでメールおよび郵送にて

(6) 技術提案書提出の要請

- 一次審査通過者に、技術提案書提出の要請書を送付する。
※平成 29 年 3 月 9 日付けでメールおよび郵送にて

(7) 技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

- ①受付期間 平成 29 年 3 月 10 日（金）から平成 29 年 3 月 14 日（火）
午後 5 時まで
- ②受付場所 上記 4 担当部局（窓口）
- ③提出書類 質問書（様式 11）
- ④提出方法 電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、事務局へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤回答方法 平成 29 年 3 月 16 日（木）より当院ホームページ上にて回答を公開する。

(8) 技術提案書の受付

- ①受付期間 平成 29 年 3 月 10 日（金）から平成 29 年 4 月 3 日（月）
（土・日・祝日を除く午前 10 時から午後 3 時まで）
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ②受付場所 上記 4 担当部局（窓口）

- ③提出書類 技術提案要請書の写し、技術提案書（様式8から様式9-2まで）
- ④提出部数 様式8から様式9-2までについては、原本1部、写し14部（写しについては、応募者名が分からないように、社名、シンボルマーク等を記載しない。）様式10及び内訳書は、封かんしたものを1部。また、技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCDを1枚提出すること。
※提出された技術提案書は、返却しない。
- ⑤提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）
※最終日の受付時間内までに必着のこと
- ⑥その他 原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。写しは、部毎に左肩1箇所をホチキスで留めること。各ページに通し番号を振ること。技術提案書は、用紙サイズにかかわらず折らずに提出すること。

(7)参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「技術提案辞退届（様式7）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

10 業務委託候補者の選定に関する事項

業務委託候補者の選定は、大阪府済生会富田林病院建設基本設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による。

(1)選定委員会

選定委員会の委員は次のとおりとする。

氏名	所属・職名等
溝口 和彦	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 常務理事
星合 昊	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 理事
宮崎 俊一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 理事
山岡 伸行	大阪府済生会富田林病院 副院長
今西 正昭	大阪府済生会富田林病院 副院長
窪田 剛	大阪府済生会富田林病院 副院長
荻野 信夫	大阪府済生会富田林病院 副院長
那須 久美子	大阪府済生会富田林病院 看護部長
辻 伊佐緒	大阪府済生会富田林病院 事務局長
新田 博昭	大阪府済生会富田林病院 事務局部長

(2)業務委託候補者の特定

選定委員会が、業務委託候補者の特定を二段階審査方式で実施する。

①一次審査

選定委員会が、提出された技術提案書等の内容を審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。

この審査結果について異議は認めない。

②二次審査

選定委員会が、一次審査通過者に対し、設計業務受託見積金額、技術提案書内容及び、ヒアリング等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

③ヒアリング等

ア) 対象

一次審査通過者

イ) 実施日

平成 29 年 4 月 6 日 (木)

ウ) 出席者

配置予定管理技術者及び意匠主任技術者を含み 5 名以内 (機器操作者を除く)

エ) ヒアリング等の方法

ヒアリング等の詳細については、一次審査通過者にのみ通知する。

④結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

1 1 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 技術提案書の記載が、留意事項 (各様式に記載) に適合しなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (6) その他不正な行為があったと認められたとき。

1 2 業務の契約

- (1) 発注者は選定委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。
- (2) 契約は、契約書を作成する。

1 3 結果の公表

当院のホームページで公表する。最優秀者及び優秀者の名称、審査結果を掲載する。

t

1 4 整備手法

整備手法については、デザインビルド方式 (DB 方式) を中心に進めることとしているが、基本設計の中で従来方式、ECI 方式も含め、総合的に判断するものとする。

1 5 留意事項

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、本院は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。

- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、富田林市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 本院は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本院が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本院が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- (9) 上記 5、6 の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。
- (10) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。
- (11) 本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる実施設計及び建設工事の入札に参加することはできない。なお、DB方式を採用した場合であっても、本業務を受託した者（協力会社を含む。）は実施設計に参加できない。
 - ※資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
 - ※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③大阪府又は富田林市の入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。
- (12) 提出期限以降における技術提案の差し替え及び再提出は認めない。

16 その他

- (1) 低入札価格調査の基準価格
この競争入札は、低入札価格調査の基準価格を設定していない。
- (2) 最低制限価格
この競争入札は、最低制限価格を設定していない。
- (3) 最優秀者と契約締結を行わない場合
最優秀者が暴力団関係事業者等であることにより本院が行う事業等から除外する措置を講じることとした場合、当該最優秀者とは契約の締結は行わない。
- (4) 停止条件
当競争入札は、以下を停止条件とする。なお、以下の停止条件が成就しないことにより契約を行わない場合は、本院はこれによって生じた損害を賠償する責を負わないものとする。
 - ①本院が社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会支部長（契約金額が1億円（消費税込）を超える場合は理事会）の承認を得ること
 - ②富田林市議会における、本業務に係る予算の議決

(5) 競争入札の取りやめ又は延期

この競争入札は、取りやめこと又は延期することがある。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除